

光ネットサービス（集合住宅一括契約）利用規約 [所属会員向け] 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p data-bbox="338 562 1086 674">光ネットサービス（集合住宅一括契約）利用規約 [所属会員向け]</p> <p data-bbox="566 1409 854 1444"><u>2022年11月26日</u></p> <p data-bbox="566 1556 854 1591">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1584 562 2332 674">光ネットサービス（集合住宅一括契約）利用規約 [所属会員向け]</p> <p data-bbox="1837 1409 2095 1444"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="1816 1556 2104 1591">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス（集合住宅一括契約）利用規約〔所属会員向け〕 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>(光ネットサービス契約者が行う光ネットサービス契約の解約)</p> <p>第17条 光ネットサービス契約者は、光ネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項により、光ネットサービス契約を解約する場合、光ネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光ネットサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(注意喚起)</p> <p>第39条 当社は、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)</u>のおそれへの対処を求める通知に基づき、<u>当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	<p>(光ネットサービス契約者が行う光ネットサービス契約の解約)</p> <p>第17条 光ネットサービス契約者は、光ネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に<u>当社所定の方法により</u>通知していただきます。</p> <p>2 前項により、光ネットサービス契約を解約する場合、光ネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光ネットサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(注意喚起)</p> <p>第39条 当社は、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	

光ネットサービス（集合住宅一括契約）利用規約 [所属会員向け] 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この規約は、2024年4月1日から実施します。</p>	